

第5号様式（第12条関係）

芽室許可第1-45号指令

一般廃棄物処理業許可証

住 所 芽室町東6条10丁目2番地13
氏 名 芽室ビル管理 株式会社
代表取締役 広瀬重雄様

令和6年2月14日に更新申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

事業の範囲	収集・運搬、中間処理、最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 (引っ越し、遺品整理に伴って排出されるもの)
営業所の所在地及び名称		芽室町東6条10丁目2番地13 芽室ビル管理 株式会社 代表取締役 広瀬重雄
許 可 期 間		令和 6年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		芽室町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター
	その他	上記以外の搬入の際は、別途協議する

令和 6年 2月20日

芽室町長 手島

